

墨田区保育所条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行				
<p>（入所資格）</p> <p>第4条 保育所に<u>入所することができる者は、法第24条の規定に基づき保育所における保育が行われることとなった者でなければならない。</u></p> <p>付 則</p> <p>1 この条例の施行期日は、墨田区規則で定める。</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる保育所の位置は、平成22年4月1日から墨田区規則で定める日までの間は、別表の規定にかかわらず、当該右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="279 852 794 997"> <thead> <tr> <th data-bbox="279 852 521 898">名 称</th> <th data-bbox="521 852 794 898">位 置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="279 898 521 997">墨田区花園保育園</td> <td data-bbox="521 898 794 997">墨田区東向島一丁目4番4号</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	墨田区花園保育園	墨田区東向島一丁目4番4号	<p>〔同左〕</p> <p>第4条 保育所に<u>入所できる者は、法第24条の規定に基づき保育の実施が行われることとなった者でなければならない。</u></p> <p>付 則</p> <p>〔同左〕</p> <p>〔新設〕</p>
名 称	位 置				
墨田区花園保育園	墨田区東向島一丁目4番4号				

付 則
この条例は、平成22年4月1日から施行する。